第 二 期 麻績村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 長野県 麻績村

一目次一

第1草 計画束正の概要	
1 計画策定の趣旨	1P
2 計画の位置づけ	1P
(1)法的位置づけ	1P
(2) 関連計画との関係	2P
3 計画の期間と見直し	2P
4 計画の策定体制	2P
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	
2 家庭・地域・行政の役割	4P
(1) 家庭における子どものより良い育ちの実現	4P
(2) 地域における子育てへの支援	4P
(3) 行政で行う子育て環境充実のための整備	4P
第3章 麻績村の子ども・子育てを取り巻く現状	
1 人口・世帯・人口動態等の状況	5P
(1) 総人口及び乳幼児人口の推移	5P
(2) 人口動態(自然動態·社会動態)	
(3) 将来の人口推計	7P
2 教育・保育施設の状況	8P
3 地域子ども・子育て支援事業の実績	8P
4 ニーズ調査の結果概要	11P
(1) 調査の目的	11P
(2) 調査概要	11P
(3) 調査の回収の状況	11P
(4) 調査の結果概要	11P
5 麻績村の子ども・子育て支援施策の課題	23P
第4章 子ども・子育て支援事業基本計画	
1 教育・保育提供区域の設定	24P
2 幼児期の学校教育・保育	25P
(1) 対象事業	25P
(2) 麻績村の教育・保育施設数	26P
(3) 見込みと確保方策等	26P

3 地域子ども・子育て支援事業	28P
(1) 利用者支援に関する事業	28P
(2) 地域子育て支援拠点事業	28P
(3) 妊婦健康診査事業	29P
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	30P
(5) 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他の者による要保護児童等	
に対する支援事業	30P
(6) 子育て短期支援事業	31P
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	31P
(8) 一時的保育事業	32P
(9) 延長保育事業	32P
(1O)病児·病後児保育事業	33P
(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	33P
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	34P
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	35P
第5章 子ども・子育て支援事業関連計画	
1 子育て世帯への経済的支援	36P
2 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな取り組みの推進	37P
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	40P
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する長野県との連携	40P
5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用	
環境の整備に関する施策との連携	40P

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進む中、子育てにおいての不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、子どもの育ちの保障の充実など、様々な課題への対応が求められており、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すことが急務となっています。

国では、「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年4月に施行され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。麻績村では、平成 27 年度から5年間の「麻績村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業施策に取り組んできました。

この度、第一期の計画期間が満了となることから、子育て支援施策のさらなる充実を図るため、「第二期麻績村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の内容及び時期などを定めて村民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

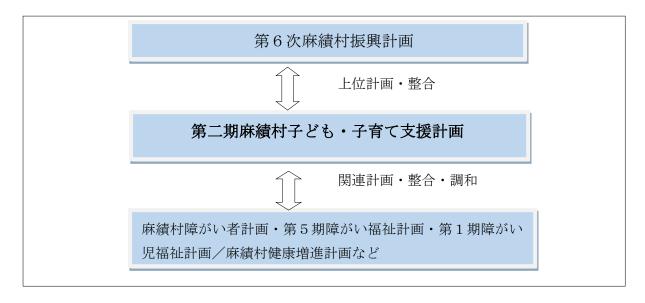
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めています。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を兼ねるものとして、一体的に策定します。

(2) 関連計画との関係

この計画は、「第6次麻績村振興計画」を最上位計画とし、「麻績村障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」などとの整合を図ります。



3 計画の期間と見直し

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。国 や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行いま す。

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条に定める合議制の機関として、「麻績村子ども・子育て会議」で内容等の審議を行いました。当会議は、村内の保護者や子ども・子育て支援事業関係者、学識経験者等により構成されております。策定に先立ちニーズ調査等により、子どもの保護者や子ども・子育て支援にかかる当事者の意見を聴取し、参考といたしました。また、計画(案)については、ホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第一期の本計画では、「麻績村次世代育成支援後期行動計画」の基本理念『子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 地域みんなで子育てサポート』を引き継ぎ、行政と地域が協働して、保護者の子育て支援の充実を図り、次世代を担う子どもの健やかな成長のために取り組んできました。今後も村として一貫性のある子ども・子育て支援を行うため、この理念を継承いたします。「第6次麻績村振興計画」でも、麻績村の次代を担う子どもたちが、妊娠期から乳幼児期・就園期・就学期まで一貫してより良い環境の中で心身ともに健やかに育ち、郷土を愛し「ふるさと麻績村」への誇りを胸に広い視野で自己実現を目指すことを目標にしております。そのためにも、子ども・子育て支援法に記載のとおり、子育てについての第一義的責任は保護者であるという基本的認識とともに、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていく地域づくりを目指し、「子育ては麻績村で」と言われるような子育て世帯への支援の充実を目指していきます。

子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 地域みんなで子育てサポート

~ 子育ては麻績村で ~

2 家庭・地域・行政の役割

本計画の根拠である「子ども・子育て支援法」において「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」とあります。これには、家庭・地域・行政など社会における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭における子どものより良い育ちの実現

子ども・子育て支援の出発点は、保護者をはじめとする家庭です。各家庭が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することは、極めて大切です。

そのために、保護者としての自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、家庭の主体性とニーズを尊重しつつその養育力を高めます。

(2) 地域における子育てへの支援

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心 や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、家庭間の交流や身近な地域全体で子どもや子育てを見守り支えるなど、地域ぐるみで子育て支援を応援する環境整備を進めます。

(3) 行政で行う子育て環境充実のための整備

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、 地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家庭を含め、広く「全ての子どもと家庭」への支援という観点から、多様なニーズに対応した環境整備に努めます。

第3章 麻績村の子ども・子育てを取り巻く現状

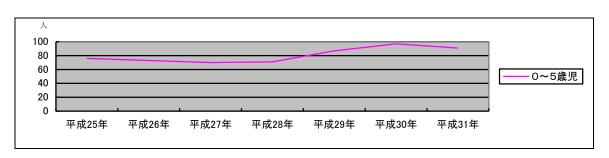
1 人口・世帯・人口動態等の状況

(1)総人口及び乳幼児人口の推移

わが国の総人口減少、出生率低下などによる少子化の進行、高齢化の流れの急速化は当村においても同様です。平成 22 年から平成 31 年まで総人口も 396 人(12.6%)減少しました。5歳以下の乳幼児人口及び総人口に占める割合は、一時、減少していましたが、近年の若者定住施策等により増加傾向にあります。

(住民基本台帳人口 基準日:4月1日現在)

			乳幼児(O~5歳人口)							
						内				
年次	総人口(人)	総人口 に占め る割合 (%)	0~5 歳 児の計 (人)	0 歳児	1 歳児	2歳児	3歳児 (人)	4 歳児 (人)	5 歳児 (人)	
平成										
22 年	3, 134	2. 81	88	11	17	14	15	13	18	
平成 23 年	3, 068	2. 54	78	5	12	17	15	16	13	
平成 24 年	3, 030	2. 48	75	4	7	13	19	17	15	
平成 25 年	3, 013	2. 52	76	14	6	6	14	18	18	
平成 26 年	2, 964	2. 46	73	9	15	7	6	14	22	
平成 27 年	2, 904	2. 41	70	12	9	20	8	7	14	
平成 28 年	2, 885	2. 46	71	15	12	10	18	9	7	
平成 29 年	2, 845	3. 06	87	15	17	15	13	19	8	
平成 30 年	2, 772	3. 50	97	18	16	16	14	14	19	
平成 31 年	2, 738	3. 32	91	11	17	18	16	15	14	



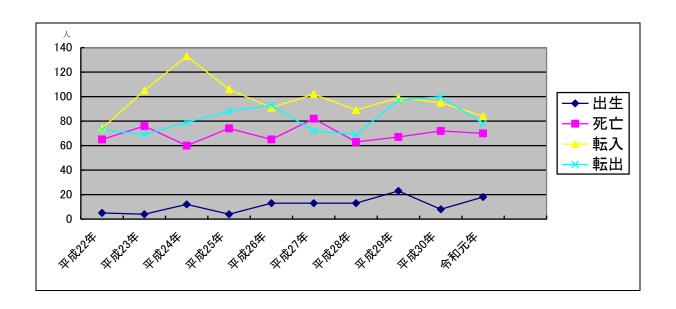
(2) 人口動態(自然動態・社会動態)

当村の人口動態については、少子高齢化が著しく、社会動態の転入は減少、転出は増加傾 向となっており、自然動態の出生は近年において増加傾向にあるものの、死亡では、60~ 70人台で推移しています。その結果、毎年人口減少が続いています。

単位:人

区分		自然動態			社会動態		
年度	出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増	人口增
平成 22 年	5	65	△60	74	73	1	△59
平成 23 年	4	76	△72	105	69	36	△36
平成 24 年	12	60	△48	133	79	54	6
平成 25 年	4	74	△70	106	88	18	△52
平成 26 年	13	65	△52	91	93	Δ2	△54
平成 27 年	13	82	△69	102	72	30	△39
平成 28 年	13	63	△50	89	69	20	△30
平成 29 年	23	67	△44	99	97	2	△42
平成 30 年	8	72	△64	95	100	△5	△69
令和元年	18	70	△52	84	78	6	△46

※平成25年度以降は年度単位ではなく年単位で集計しています。 (人口動態調査)



(3) 将来の人口推計

当村の将来の人口については、2030 年には、2,200 人を下回ると推計されています。 0歳~14歳までの人口についても25%を超える減少が見込まれます。

(男)

	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~64 歳	65 歳~	計
2020 年	24	33	50	48	64	85	412	482	1, 198
2025 年	21	29	36	44	61	63	371	474	1, 099
2030 年	19	25	31	31	56	62	331	450	1, 005

(女)

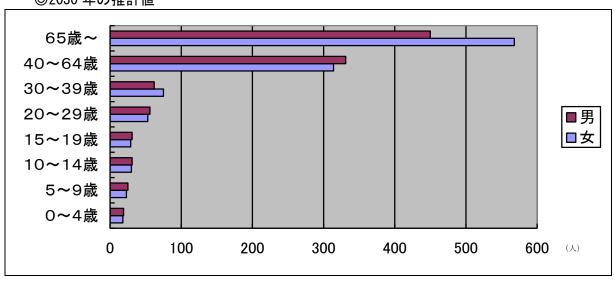
	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~64 歳	65 歳~	計
2020 年	23	31	37	49	76	90	360	683	1, 349
2025 年	20	27	34	32	69	80	340	620	1, 222
2030 年	18	23	30	29	53	75	314	568	1, 110

(計) 単位:人

	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~64 歳	65 歳~	計
2020 年	47	64	87	97	140	175	772	1, 165	2, 547
2025 年	41	56	70	76	130	143	771	1, 094	2, 321
2030 年	37	48	61	60	109	137	645	1, 018	2, 115

資料:国立社会保障・人口問題研究所による

◎2030 年の推計値



2 教育・保育施設の状況

当村における教育・保育施設の現在の状況は次のとおりです。当村に現在設置されているのは公立保育所 1 か所です。

① 幼稚園 4月1日現在

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設数	_	_	_	_	_
児童数(人)	0	0	0	0	0

② 保育所 4月1日現在

年	度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施	設 数	1	1	1	1	1
	0 歳	3	0	1	3	2
児童数	1~2歳	9	11	15	16	17
(人)	3~5 歳	30	35	39	48	46
合	計	42	46	55	67	65

③ 認定こども園

4月1日現在

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設数				_	_
児童数(人)	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の実績

当村における地域子ども・子育て支援事業の利用実績の推移は、次のとおりです。

① 利用者支援に関する事業(子育ての情報提供・相談等)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
施設数			_	_	
利用者実績(人)	0	0	0	0	

② 地域子育て支援拠点事業(ひだまり広場)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
施設数	1	1	1	1	
利用者実績(人)	1, 648	1, 888	2, 034	4, 183	

③ 妊婦健康診査事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績(人)	20	14	16	17

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績(人)	15	13	19	18

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績 (延べ人数)	7	7	9	9

⑥ 子育て短期支援事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績(人)	0	0	0	0
実績(日)	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	未就学児	0	0	0	0
実績	低学年	0	0	0	0
(人)	高学年	0	0	0	0
合	計	0	0	0	0

⑧ 一時的保育事業

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実 績	保育園	38	12	5	7
(人)	その他	0	0	0	0
合	計	38	12	5	7

9 延長保育事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績(人)	7	10	16	17

⑩ 病児・病後児保育事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績(人)	0	0	0	0
実績(日)	0	0	0	0

① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ※利用実績は年間登録数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
低学年実績(人)	33	35	26	23
高学年実績(人)	17	22	21	23
合 計	50	57	47	46

4 ニーズ調査の結果概要

(1) 調査の目的

当村における子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向や子ども とその保護者が置かれている環境その他の実情を把握した上で適切な計画策定を行うために、 利用希望把握のための調査を実施しました。

(2) 調査概要

◎ 調 査 地 域: 麻績村全域

◎ 調査対象者 : ①就学前児童の保護者 73件

②小学校就学中の児童(1年生~6年生)の保護者 73件

◎ 調 査 期 間: 平成31年2月18日~3月4日

◎ 調 査 方 法: 未就園児保護者 郵送による配布回収

麻績保育園児保護者 保育所を通じて配布回収 麻績小学校児童保護者 小学校を通じて配布回収

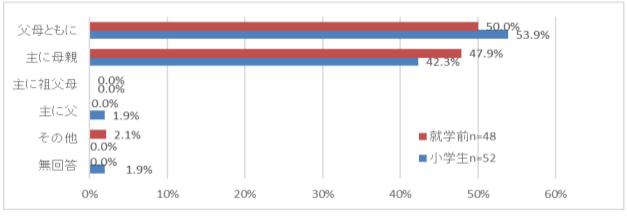
(3) 調査の回収の状況

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
① 就学前児童	73	48	65. 8%
② 小学生児童	73	52	71. 2%
合 計	146	100	68. 5%

(4)調査の結果概要

① 子育てを主に行っている人

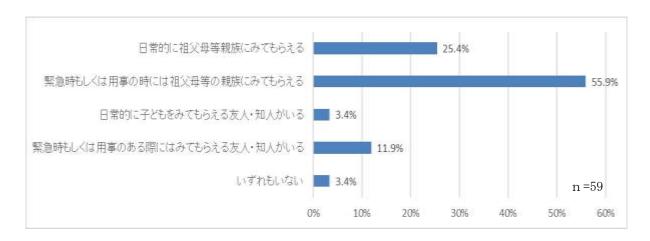
区 分	父母ともに	主に母親	主に祖父母	主に父	その他	無回答
就学前	24 人 50.0%	23 人 47.9%	0人 0%	0人 0.0%	1人 2.1%	0人 0.0%
小学生	28 人 53.9%	22 人 42.3%	0人 0%	1人 1.9%	0人 0.0%	1人 1.9%



子育てを主に行っている人は、就学前では、「父母ともに」が全体の50%で、次いで「主に母親」が47.9%となっています。小学生では、「父母ともに」が53.9%、ついで「主に母親」が42.3%でした。

(C)		フドナナンマナミニフ如佐 ねしのナ畑	(+1) 24
(2)	日頃、	子どもをみてもらえる親族・知人の有無	(就学前の複数回答)

日常的に祖父母等親族にみてもらえる	15 人	25.4%
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	33 人	55.9%
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	2人	3.4%
緊急時もしくは用事のある時は子どもをみてもらえる友人・知人がいる	7人	11.9%
いずれもいない	2人	3.4%



日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的にみてもらえる」が25.4%、「緊急時にもしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」は、55.9%でした。

③ 子育てに関して悩んでいること・不安に思っていること(複数回答)

内容	就学前	48人	小学生	5 2人
育児の方法がよくわからない	1人	0.8%	6人	4.8%
子どもの病気や発育・発達に関すること	10 人	7.5%	11 人	8. 7%
子どもとの接し方に自信が持てない	5人	3.8%	2 人	1.6%
子育てに関しての話し相手や相談相手がいない	0人	0.0%	2 人	1.6%
配偶者の子育ての協力が少ない、又は意見が合わない	6人	4. 5%	6人	4.8%
配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	2 人	1.5%	2 人	1.6%
自分の子育てについて、親族や近隣の人など周りの目が気になる	3 人	2.3%	4 人	3. 2%
子育てのストレスを解消できない	3 人	2.3%	12 人	9.5%
子どもを叱りすぎているような気がする	14 人	10.5%	12 人	9.5%
子育てと仕事の両立に関すること	17 人	12.8%	9人	7. 1%
子育てをするための経済的問題(生活費・教育費など)に関すること	16 人	12.0%	12 人	9.5%
子どもが成長していく将来の社会状況等に関すること	13 人	9.8%	12 人	9.5%
保育所等の入所に関すること	5人	3.8%		0.0%
保育所等の保育に関すること	4 人	3.0%		0.0%
小学校の生活や中学校への進学に関すること	9人	6.8%	15 人	11.9%
小学校の放課後や長期休業(夏・冬休みなど)の過ごし方に関すること	6人	4. 5%	5人	4.0%
子どもの友だち付き合い(いじめ・孤立化など)に関すること	10 人	7.5%	10 人	7. 9%
不登校・非行などに関すること	2 人	1.5%	1人	0.8%
その他	1人	0.8%	1人	0.8%
特にない	6人	4. 5%	4 人	3. 2%

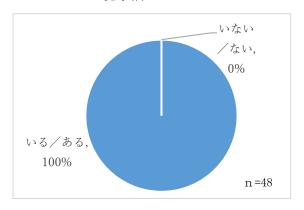
n=133 n=126

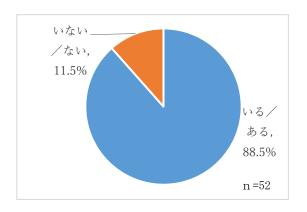
子育てについての悩みや不安については、就学前では、「子育てと仕事の両立に関すること」が12.8%と一番多く、ついで「子育てをするための経済的問題に関すること」が12.0%となっています。小学生においては、「小学校の生活や中学への進学に関すること」が11.9%と1番多く、次いで「子育てのストレスを解消できない」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子育てをするための経済的問題(生活費・教育費など)に関すること」、「子どもが成長していく将来の社会状況等に関すること」が9.5%と同率でした。

④ 子育てをする上で気軽に相談できる人、又は場所の有無

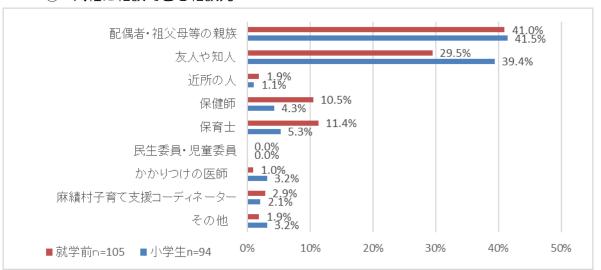
就学前







⑤ 気軽に相談できる相談先

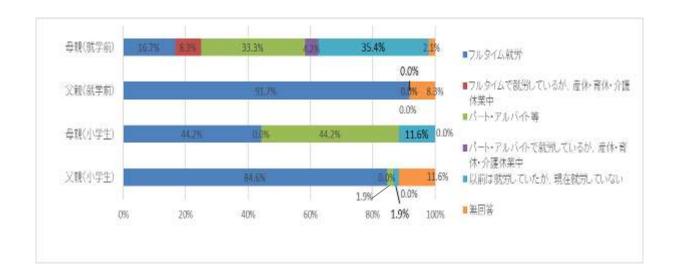


子育てをする上で気軽に相談できる人・場所については、就学前は全員があると回答したのに対し、小学生は11.5%(6人)が相談する場所がないと回答しています。

相談先としては、「配偶者や祖父母等の親族」が就学前も小学生も一番多い回答でした。

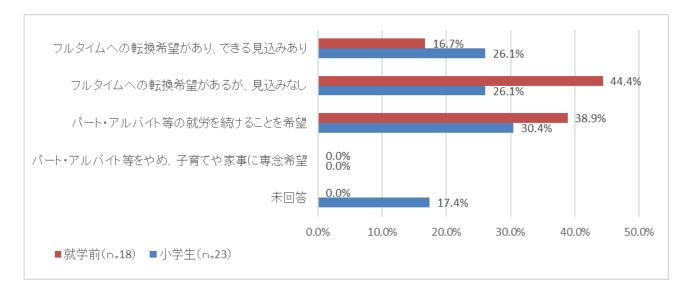
⑥ 保護者の現在の就労状況

	フルタイム就労	フルタイムで 就労している が、産休・育 休・介護休業中	パート・ アルバイト等	パート・アルバイ トで就労してい るが、産休・育 休・介護休業中	以前は就労して いたが、現在就労 していない	無回答
母親 (就学前)	8人 (16.7%)	4人(8.3%)	16人(33.3%)	2人(4.2%)	17 人 (35.4%)	1人(2.1%)
父親 (就学前)	44 人 (91.7%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	4人(8.3%)
母親(小学生)	23 人 (44.2%)	0人(0%)	23 人 (44. 2%)	0人(0%)	6人 (11.6%)	0人(0%)
父親 (小学生)	44 人 (84.6%)	0人(0%)	1人(1.9%)	0人(0%)	1人(1.9%)	6人 (11.6%)



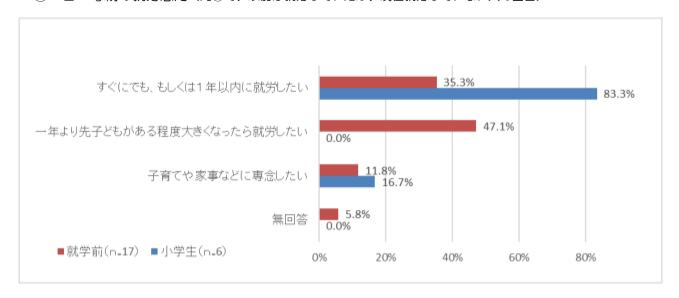
保護者の就労状況をみると、「母親」では、就学前は、「パート・アルバイト等」が33.3%で、フルタイム就労の16.7%を上回っていますが、小学生になると、「パート・アルバイト等」と「フルタイム就労が44.2%で同じ割合となっています。一方「父親」はフルタイム勤務が、就学前91.7%、小学生84.6%となっています。

⑥-1 母親のフルタイムへの転換希望 (問⑥で、パート・アルバイト等で就労している人及び 産休・育休等の人の回答)



母親の転換希望は、就学前では、「フルタイムへの転換希望があるが、見込みなし」が、44.4%と最も多く、小学生では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が30.4%と最も多い回答でした。

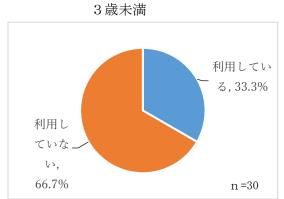
⑥-2 母親の就労意向(問⑥で、以前は就労していたが、現在就労していない人の回答)

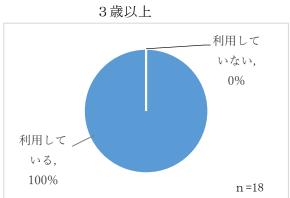


母親の就労意向については、就学までは、「1年より先子どもがある程度大きくなったら就労したい」が47.1%と最も多く、小学生では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が83.3%と最も多い回答でした。

⑦ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前)

3歳未満	利用している	10人(33.3%)
3 成个個	利用していない	20人 (66.7%)
3歳以上	利用している	18人 (100%)
3	利用していない	0人 (0%)





定期的な教育・保育事業の利用は、「3歳以上」では、100%利用していますが、「3歳未満」では、33.3%の利用でした。なお、利用施設については、村内に設置されている施設が、公立保育所1かに所のみのため、ほぼ全員が「保育所」利用です。

※利用時間帯の希望

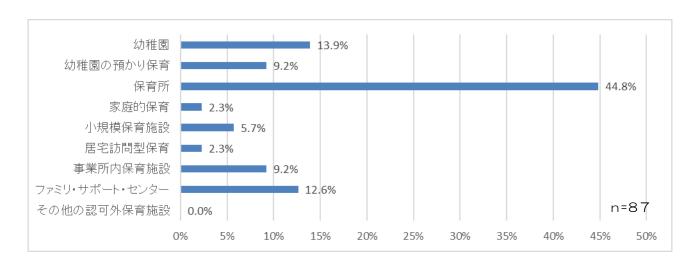
希望開始時間(単位:人)		希望終了時間	間(単位:人)
~8:00	0人 (0%)	~16:00	7人 (36.8%)
8:00~	1 0 人 (52.6%)	~16:30	1人 (5.3%)
8:30~	1人 (5.3%)	~17:00	4人 (21.1%)
9:00~	8人 (42.1%)	~18:00	7人 (36.8%)
10:00~	0人(0%)	~19:00	0人(0%)

(※無回答10人)

利用希望の開始時間については、前回調査は、「9:00~」が45%と最も多い回答でしたが、今回は「8:00~」が、52.6%と最も多い回答でした。また、終了時間については、前回調査は、「~16:30」が60%と最も多い回答でしたが、今回は「~16:00」と「~18:00」が、36.8%と最も多い回答でした。夕方の延長保育の希望が増えています。

8 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望(複数回答)

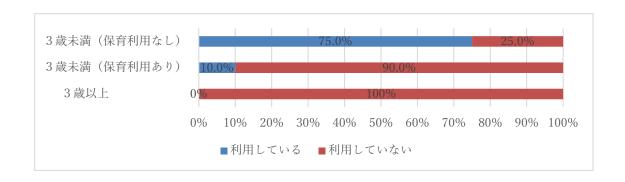
	幼稚園	幼稚園の預	保育所	家庭的	小規模	居宅訪問	事業所内	ファミリ・サ	その他の認
		かり保育		保育	保育施設	型保育	保育施設	ポート・セン ター	可外の保育 施設
ſ	12人	8人	39人	2人	5人	2人	8人	11人	0人
	13.9%	9.2%	44.8%	2.3%	5.7%	2.3%	9.2%	12.6%	0 %



平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると村内に「麻績保育園」が設置されている ため、「保育所」が44.8%と、もっと多い回答で、次いで「幼稚園」の13.9%でした。

9 地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)

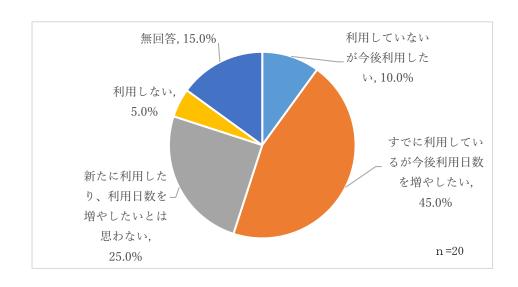
	3歳未満(保育利用なし)	3歳未満(保育利用あり)	3歳以上
利用している	15人 (75%)	1人 (10%)	0人(0%)
利用していない	5人 (25%)	9人 (90%)	18人 (100%)



地域子育て支援拠点事業は、平成26年12月から週1回で試験的に開始し、平成27年度から、週2日の開設でスタートしました。平成30年度からは、週5日の開設となり、平日毎日利用できるようになりました。保育所利用のない3歳未満の子どものいる家庭では、75%が利用しています。

⑨-1 3歳未満で保育所を利用していない人の利用意向

利用していないが今後利用したい	2人(10.0%)
すでに利用しているが今後利用日数を増やしたい	9人 (45.0%)
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	5人 (25.0%)
利用しない	1人 (5.0%)
無回答	3人 (15.0%)



地域子育て支援拠点事業の3歳未満で保育所を利用していない人の利用希望については、「今後利用したい」、「利用回数を増やしたい」を合わせると、55%となり、今まで以上の利用希望があります。

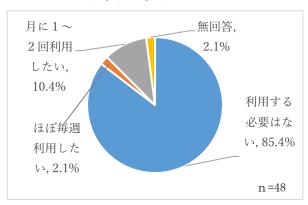
⑩ 土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望(就学前)

	土曜日利用希望		日曜日	・祝日利用希望
利用する必要はない	36 人	(75.0%)	41 人	(85.4%)
ほぼ毎週利用したい	3 人	(6.3%)	1人	(2.1%)
月に1~2回利用したい	8人	(16.7%)	5 人	(10.4%)
無回答	1人	(2.1%)	1人	(2.1%)

土曜日

月に1~ 2回利用 したい, 16.7% ほぼ毎週 利用した い, 6.3% 利用する必 要はない, 75.0% n=48

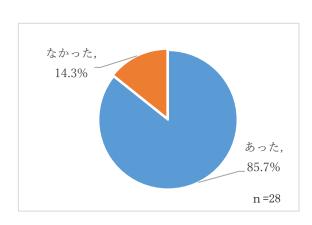
日曜日 • 祝日



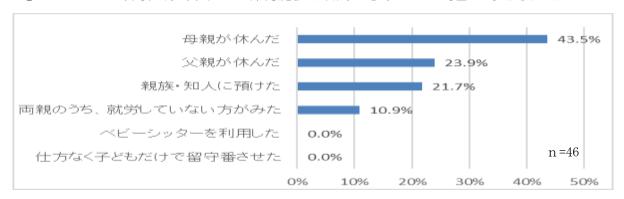
土曜・日曜日等の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「土曜日」では「ほぼ毎週利用したい」と「月に1~2回利用したい」を合わせると23%の希望があります。「日曜日・祝日」では、両者を合わせると12.5%の希望でした。

① 子どもが病気やケガで保育所等を利用できなかったことの有無(定期的な保育事業利用者の回答)

あった	24 人	(85. 7%)
なかった	4 人	(14.3%)

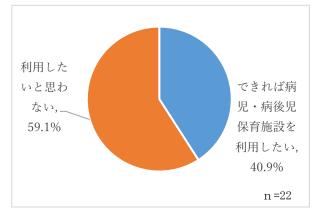


⑪-1 この1年間、病気やケガで保育施設を利用できなかった場合の対処方法 (複数回答)



⑪-2 病児・病後児の利用希望 (問⑪で「あった」と答った人のうち無回答2人を除く)

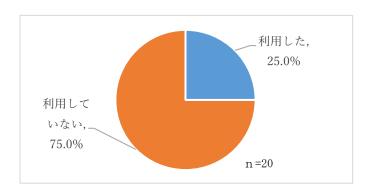
できれば病児・病後児保育施設を利用したい	9 人(40.9%)
利用したいと思わない	13 人 (59.1%)



この1年間に、病気やケガで保育所等が利用できなかったことがあったと回答した人が、85.7%でした。その際の対処方法としては、「母親が休んだ」が43.5%と最も多い回答でした。問11で「あった」と答えた人のうち、病児・病後児保育施設を「できれば利用したい」と答えた人が40.9%でした。前回調査では、「できれば利用したい」の回答が25%であり、病児・病後児保育の利用希望は増加しています。

⑫ 不定期の教育・保育事業の1年間の利用日数(就学前保育利用なしの人)

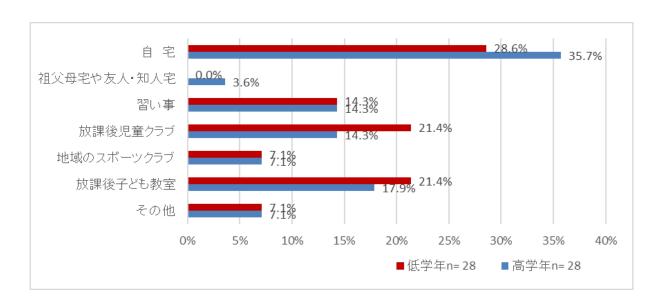
利用した	5人 (25.0%)
利用していない	15人(75.0%)



この1年間に不定期の教育・保育事業を「利用した」と回答した人が25%でした。保護者の 私用や病院通院等での利用希望のニーズがあります。

③ 5歳児対象 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望 (複数回答)

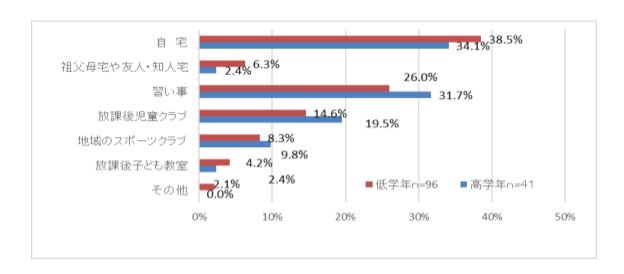
	自 宅	祖父母宅や	習い事	放課後児	地域のスポ	放課後子	その他
低学年		友人・知人宅		童クラブ	ーツクラブ	ども教室	
	8人	0人	4人	6人	2人	6人	2人
	28.6%	0%	14.3%	21.4%	7.1%	21.4%	7.1%
	自 宅	祖父母宅や	習い事	放課後児	地域のスポ	放課後子	その他
高学年		友人・知人宅		童クラブ	ーツクラブ	ども教室	
	10人	1人	4人	4人	2人	5人	2人
	35.7%	3.6%	14.3%	14.3%	7.1%	17.9%	7.1%



就学前のうち、5歳以上のお子さんのいる方を対象にした放課後の過ごし方の希望は、小学校 低学年のうちは、「自宅」で過ごしたいが28.6%、次いで「放課後児童クラブ」で過ごしたいが 21.4%でした。高学年になったら、「自宅」で過ごしたいが35.7%と最も高くなっています。

(4) 低学年対象 就学児童の放課後の過ごし方の希望 (複数回答)

	自 宅	祖父母宅や	習い事	放課後児	地域のスポ	放課後子	その他
低学年		友人・知人宅		童クラブ	ーツクラブ	ども教室	
	37人	6人	25人	14人	8人	4人	2人
	38.5%	6.3%	26%	16.4%	8.3%	4. 2%	2.1%
	自 宅	祖父母宅や	習い事	放課後児	地域のスポ	放課後子	その他
高学年		友人・知人宅		童クラブ	ーツクラブ	ども教室	
	14人	1人	13人	8人	4人	1人	0人
	34. 1%	2.4%	31. 7%	19. 5%	9.8%	2.4%	0%

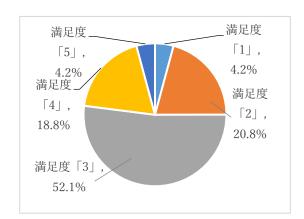


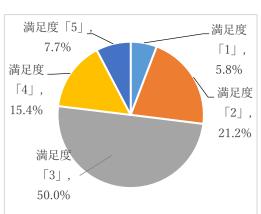
小学生のうち、低学年のお子さんのいる方を対象にした放課後の過ごし方の希望は、小学校低学年のうちは、「自宅」が38.5%、次いで「習い事」が26%となっています。高学年になったら「自宅」で過ごしたいが34.1%、次いで「習い事」31.7%となっています。

(15) 地域における子育ての環境や支援への満足度

	満足度が低い			──	満足度が高い
	満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5
就学前	2人(4.2%)	1 0人 (20.8%)	25人 (52.1%)	9人 (18.8%)	2人(4.2%)
小学生	3人 (5.8%)	1 1 人 (21.2%)	26人 (50.0%)	8人 (15.4%)	4人 (7.7%)

就学前 小学生





地域における子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生とも「満足度3」が約50%で 最も多い回答でした。

本計画の5年間で、子育て環境や支援への満足度が少しでも上がるよう、各種事業を通じて保護者のニーズの把握に努め、子育て支援施策に取り組んでいきます。

5 麻績村の子ども・子育て支援施策の課題

当村の子ども・子育て支援施策への課題については次の三つの視点から検討しました。

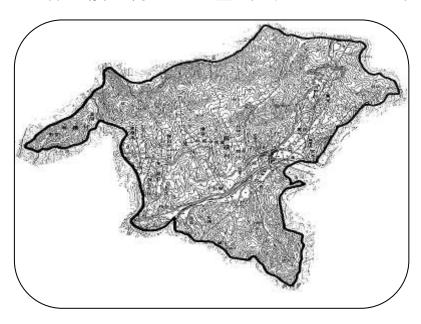
- ◎第一期子ども・子育て支援事業計画の評価
- ◎今回実施した、ニーズ調査結果
- ◎国から各市町村に課せられている課題
- (1)第一期子ども・子育て支援事業計画の評価からの課題(第1回「麻績村子ども・子育て会議」で報告)
 - 〇子育て援助活動支援事業については、親の用事や兄弟の行事等で、子どもを預けた い希望はあるが、預かる者の確保に課題があり、現状では実施が難しい。
 - 〇育児講座など、親が子育て等の方法を学ぶ場が必要。親世代がどのようなものを求めているかを知る必要がある。
 - ○病児・病後児保育についての希望はあるが、有資格者の確保や保育スペースの確保 が難しい。
 - (2) 今回の計画策定のためのニーズ調査からの課題(平成31年2月に実施)
 - 〇第一期のニーズ調査同様、平日の利用希望施設について、「保育所」が圧倒的に多いが、村内に施設の無い「幼稚園」等への希望もある。
 - ○低学年だけでなく高学年になっても放課後児童クラブの利用希望がある。
 - ○障がいや病気など、保護者が相談する際の窓口の明確化の希望がある。
 - ○ひだまり広場への作業療法士等の訪問の希望がある。
 - 〇各種子育て支援事業や施設など、村単独では実施が困難な事業については、近隣の村 と共同で実施の希望がある。
 - (3) 国から各市町村に課せられている課題
 - ○質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - 〇保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ○地域の子育て支援の充実
 - 以上を踏まえ、本計画における当村の主な課題は次のとおりです。
 - ① 既存の施設を利用しながら幼児期の学校教育・保育の一体的提供の確保
 - ② 各種相談窓口の明確化及び子育て担当部局の連携による支援
 - ③ 高学年になっても利用希望がある「放課後児童クラブ」など放課後の児童対策について、引き続きニーズへの的確な対応の実施
 - ④ 支援の必要な子どもへの関わり方について、心理士・作業療法士等専門職からの 指導・助言により、発達段階に応じた切れ目のない支援の実施
 - ⑤ 単村では実施困難な事業について、近隣自治体との広域的な実施についての検討

第4章 子ども・子育て支援事業基本計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。この考え方により、当村では教育・保育提供区域を全村1区として設定いたします。

麻 績 村 全 図 (提供区域全村1区)



2 幼児期の学校教育・保育

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、保育所などの施設の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策(提供体制の確保の内容)及び実施時期を設定する事業は 次のとおりです。

認定区分と提供施設

	認力	邑区分	対 象 事	事 業 概 要
			業	
	子どもが満	専業主婦(夫)家庭、	認定こども園	認定こども園 (幼稚園と保育所の機能を併
	3歳以上	勤労時間が短い家庭	及び幼稚園	せ持つ施設) 及び幼稚園で、教育標準時間
1号	保育の必要			(1日4時間程度)の幼児教育を実施
	なし	共働きであるが、幼稚園	幼稚園	幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)
		利用を希望する家庭		の幼児教育を実施。
	子どもが満		認定こども園	認定こども園及び保育所で、両親ともにフ
2号	3歳以上	共働きの家庭	及び保育所	ルタイムで就労する場合、又はそれに近い
	保育の必要			場合は、保育標準時間(1日11時間)ま
	あり			での利用に対応。
				両親の両方又はいずれかがパートタイム
				で就労する場合は、保育短時間(1日8時
				間)までの利用に対応。
	子どもが満		認定こども園	認定こども園及び保育所で、両親ともにフ
3号	3歳未満	共働きの家庭	及び保育所、	ルタイムで就労する場合、又はそれに近い
	保育の必要		地域型保育事	場合は、保育標準時間(1日11時間)ま
	あり		業	での利用に対応。
				両親の両方又はいずれかがパートタイム
				で就労する場合は、保育短時間(1日8時
				間)までの利用に対応。
				地域型保育事業(定員6人以上19人以下
				の小規模保育、定員5人以下の家庭的保
				育、居宅訪問型保育、事業所内保育)で、
				上記と同様の対応。

(2) 麻績村の教育・保育施設数

当村に現在設置されているのは公立保育所 1 か所です。

	施 設 数(か所)	令和元年度末児童数 見込み(人)	定 員(人)
幼稚園	0	l	_
保育所	1	64	90
認定こども園	0	_	_
認定外保育施設	0	_	_
事業所内保育施設	0	-	_

(3) 見込みと確保方策等

① 1号認定・2号認定(教育ニーズあり)

単位:人

			十二・/へ			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重の	1 号認定	0	0	0	0	0
量の見込み	2号認定(教育 のニーズあり)	0	0	0	0	0
み	A 合計	0	0	0	0	0
確	幼稚園	0	0	0	0	0
確保の内容	認定こども園	0	0	0	0	0
容	B 合計	0	0	0	0	0
B-A		0	0	0	0	0

② 2号認定(教育ニーズなし)・3号認定

単位:人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1		7 和 2 年度	サ州3十段	7744十段	7413千度	7710 平度
量 の	2 등	号認定	5 1	5 3	5 1	4 9	4 6
見込	3	O歳	3	3	3	3	3
み	号	1.2歳	1 5	1 5	1 5	1 4	1 4
	Αí	合 計	6 9	7 1	6 9	6 6	6 3
	認定	こども園	0	0	0	0	0
	保育	所	6 9	7 1	6 9	6 6	6 3
確保	小規	見模保育	0	0	0	0	0
の	家庭	E的保育	0	0	0	0	0
内容	居宅	訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業	┊所内保育	0	0	0	0	0
	Bí	合 計	6 9	7 1	6 9	6 6	6 3
В-	- A		0	0	0	0	0

当村の幼児期の保育施設として設置されている「麻績保育園」の定員数は90人であり、 令和6年度までの見込み量の確保は可能です。第一期のニーズ調査同様、第二期のニーズ調 査結果でも、2号認定者、3号認定者の保育に対するニーズが高くなっています。

3 地域子ども・子育て支援事業

当村の地域子ども・子育て支援事業についても教育・保育提供区域と同じ考え方で全村1区として区域設定を行います。

(1) 利用者支援に関する事業

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども、又は子どもの保護者が身近な場所で支援が受けられる事業です。必要に応じて、関係機関との連絡調整等も行います。

◆現在の状況

利用者支援専任の相談窓口は設置せず、類似事業という形で、乳幼児健診や育児相談の機会に、子育て支援事業の紹介や各種施設などの情報提供を行い、個々のニーズに合わせた支援をしています。

また、「地域子育て支援拠点事業(ひだまり広場)」においても、同様に子育てに関する情報提供や関係機関との連絡調整を行っています。

◆施策の方向

令和2年度から、妊娠・出産期から子育て期に渡る切れ目ない支援を目的に「子育て世代 包括支援センター(母子保健型)」を麻績村保健センター内に設置し、子育てに関する様々 な相談に対して幅広い情報を提供し、成長段階に応じた助言・指導を行います。また、「地 域子育て支援拠点事業(ひだまり広場)」でも同様の事業を行い、相互に連携を図ります。

【利用者支援に関する事業の量の見込み(担当課:住民課・教育委員会)】 単位:箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等の基本事業を実施します。基本事業としては ①交流の場の提供・交流促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て支援に関する講習等を予定しています。

◆現在の状況

当村の地域子育て支援拠点事業の一つである「ひだまり広場」は、平成26年度から試行的に実施し、徐々に開設日を増やし、平成30年度からは、平日5日間の開設となりました。

乳幼児及び保護者が相互の交流や育児相談等を通じて、保護者の孤立化防止や育児による 精神的負担の軽減に繋がっています。また、村内に住所を有する親子だけでなく、里帰り中 の親子や近隣自治体に住所を有する親子の利用も受け入れています。

◆施策の方向

今後も基本4事業を中心に「ひだまり広場」の運営を継続し、季節の行事を取り入れ、参加しやすい雰囲気づくりを心がけていきます。また、専門スタッフによる育児相談等の機会を設けて、子育て支援の充実を図ります。

【地域子育て支援拠点事業に関する事業の量の見込み(担当課:教育委員会)】(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,600	3,600	3,300	3,000	2,400
確保の内容	3,600	3,600	3,300	3,000	2,400

[※]量の見込みについては、今後の人口推計を参考にして算出しています。

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持増進を図るため、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施します。母子健康手帳の発行件数を勘案して、適切な目標量を設定していきます。

◆現在の状況

産婦人科の専門医療機関に委託して健診を実施しており、1妊娠期間中、妊婦健康診査 14回の公費助成をしています。

◆施策の方向

今後も現状どおり継続していきます。

【妊婦健康診査事業の量の見込み(担当課:住民課)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13	13	13	13	13
確保の内容	13	13	13	13	13

単位:実人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭全てに訪問し、育児指導や子育て支援に関する情報提供を行います。また、養育環境等の把握を行い、必要者は継続指導を実施していきます。

◆現在の状況

出産後はできるだけ早期に助産師・保健師が家庭訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い、育児不安の解消に努めています。訪問後は、「赤ちゃん相談」や「ひだまり広場」等親子の集まりの場へつなげます。また、必要に応じて、地区の民生児童委員も別途家庭を訪問して、地域での育児支援を行っています。

里帰り出産については、里帰り先の自治体に家庭訪問を依頼し、できるだけ早期の介入を 行っています。

◆施策の方向

今後も現状のとおり実施することにより、乳児のいる家庭の育児不安の解消に努めます。

单位:件数

【乳児全戸訪問事業の量の見込み(担当課:住民課)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13	13	13	13	13
確保の内容	13	13	13	13	13

(5)養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他の者 による要保護児童等に対する支援事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

◆現在の状況

育児ストレスや産後うつ等により、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者や、育児の経験がなく、養育に不安があるなどの理由で、子どもの健全な成長が妨げられる可能性のある家庭に対して、養育に対する指導・助言を行い、適切な養育の実施、育児上の問題解決や負担の軽減を図っています。

◆施策の方向

育児支援と児童虐待予防の観点から、引き続き家庭訪問を実施していきます。必要に応じ、 関係機関とも連携を取り、情報交換を行いながら実施します。

【養育支援訪問事業の量の見込み(担当課:住民課)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	10	10	10	10	10

単位:件数

※児童虐待予防支援訪問:量の見込みは無いが、必要に応じて実施する。

(6)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育してい くことが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で支援する事業です。

◆現在の状況

現在、当村ではこの事業は実施されていません。

◆施策の方向

ニーズ調査結果や地域性を考慮して、第一期計画同様に、常設的事業は実施しません。ただし、緊急時は、保健福祉事務所や児童相談所など関係機関と連携して施設確保を行い類似の事業を実施します。今後、地域のニーズがあり、受け入れ先の児童養護施設等との契約体制が整えば、事業の実施に努めます。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・セン ター事業)

乳幼児や小学生の児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

◆現在の状況

現在、当村ではこの事業は実施されていません。

◆施策の方向

ニーズ調査の結果からも、一定の事業への要望は存在しますが、地域の状況から提供会員の確保が厳しいため、第一期計画同様、子育て援助活動支援事業をそのまま実施することは難しい状況にあります。今後も保育所の一時的保育事業等で代替的に実施します。

(8)一時的保育事業

保育認定を受けていない子どもの保護者が医療機関受診、冠婚葬祭等により、家庭において保育をすることが一時的に困難となった幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

◆現在の状況

保育所を利用していない家庭で、医療機関受診、冠婚葬祭等により、家庭において一時的に保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合に、一時的保育事業を行っています。

◆施策の方向

核家族化が進む中、子どもを預かる者が近くにいない家庭が増加しているため、今後も現 状どおり実施していきます。

単位:延人

また、子育て援助活動支援事業の代替事業も兼ねるため、保育士の確保に努めます。

【一時的保育事業の量の見込み(担当課:教育委員会)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

(9)延長保育事業

保護者の仕事等の都合により、保育認定を受けた子どもが通常保育の利用時間以外に延長して保育を行う事業です。

◆現在の状況

保護者の就労形態の多様化、長時間保育需要に対応するため午前8時30分から午後4時30分までの短時間保育の認定を受けている場合、保育時間を超えて、午前7時30分から、また午後6時30分までの長時間保育を実施しています。

◆施策の方向

保護者の就業や家庭状況等により、定期的に延長保育を利用する家庭があること、また、 ニーズ調査で、開始時間については午前8時から、終了時間については午後6時までの時間 帯に利用希望が多かったため、今後も対応する保育士の確保に努め、事業を実施していきま す。

【延長保育事業の量の見込み(担当課:教育委員会)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保の内容	4	4	4	4	4

単位:実人

(10) 病児・病後児保育事業

病児保育:保育所を利用している子どもが病気になった際に、保護者の仕事の都合等で、家庭において保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された病児保育施設において、看護師と保育士が一時的に保育する、又は病気の子どものいる家庭に訪問して家庭内での保育を行う事業です。

病後児保育:感染症を含む病気そのものは治癒しているが、本来の身体状態には戻って おらず、集団保育が難しい回復期で、保護者が仕事等の都合で、家庭での保育ができない 場合、専用の病後児保育室で看護師と保育士が一時的保育を行う事業です。

◆現在の状況

現在、当村ではこの事業は実施されていません。

◆施策の方向

病児保育は、地域内の医療機関での実施環境が整っておらず、実施は難しい状況です。 今後、近隣自治体と連携し広域利用を検討していきます。

病後児保育についても、ニーズ調査では、利用希望があります。対応する専門スタッフと専用スペースの確保が困難ではありますが、専門スタッフと専用スペースの確保に努め、 実施体制が整った場合は、実施を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等における安心・安全な居場所や活動として放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・放課後子ども教室・おみっこ元気くらぶ)を行います。

◆現在の状況

保護者が就労している小学校1年生から6年生までの児童を、「麻績村放課後児童クラブ」で受け入れ、放課後や長期休業日に安全に学習や遊び、スポーツができる場所として実施しているほか、放課後子ども教室やおみっこ元気くらぶの事業を実施しています。

◆施策の方向

今後も保護者の就労支援のため、小学校全学年を対象に事業を継続します。また、「新・ 放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との一体的な事業運営を進めていき ます。

【放課後児童健全育成事業の量の見込み(担当課:教育委員会)】

※低学年 単位:実人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	30	28	31	31
確保の内容	24	30	28	31	31

※高学年 単位:実人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	11	16	17	23
確保の内容	20	11	16	17	23

[※]量の見込みについては、現在の利用人数を参考にして算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具 その他の保育等に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成 する事業です。

◆現在の状況

現在、当村ではこの事業は実施されていません。

◆施策の方向

必要に応じて、国の制度に則り、補足給付の実施を検討します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の 確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、保護者の就労支援の観点のみならず、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実が求められています。

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子ども達に質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

① 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の提供

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、専門性の向上が不可欠なため、体系的・計画的な研修の機会を確保するとともに、これまで培われてきた知識・技能などをさらに充実するよう努めます。保育所の特性と保育の専門性を生かして子どもの発達段階に応じたより質の高い保育(養護・教育)を提供することにより、子どもの生涯に渡る生きる力の基礎を培います。また、地域子育て支援拠点事業(ひだまり広場)にて、子育てに関する知識普及や相談活動を行い、地域に開かれた子育て支援拠点としての機能の充実を図ります。

② 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる特長があります。当村では、2号認定者や3号認定者の保育に対するニーズが高いこと、また今後の児童数の見込みを考慮すると、当面は保育所で質の高い保育(養護・教育)を提供していきます。将来的には、状況の変化に応じて検討いたします。

③ 出生から小学校・中学校まで継続した支援の連携

子どもの支援にかかわる組織と担当する職員が、共通基盤に立って子ども達の支援に取り組んできました。

今後も引き続きこの体制を維持し、キーワードを「つむぐ・つらなる」とし、保育所、 義務教育学校間の連携により共通の課題検討や職員研修を実施するなど「支援」「保育」 「教育」が途切れることなく一貫して行われるよう努めます。

第5章 子ども・子育て支援事業関連計画

1 子育て世帯への経済的支援

- 1) 当村の全ての子育て世帯に対する経済的負担軽減の充実(所管:住民課)
 - ◆事業の概要 子どもの出生時に「出産祝金」を支給、さらに1歳から3歳まで毎年「子育て支援金」を支給するなど、村内の子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。
 - ◆施策の方向 今後も事業を継続実施し、子育て家庭への支援を行います。
- 2) 公立保育所の保育料保護者負担軽減(所管:教育委員会)
 - ◆事業の概要 公立保育所の保育料について、減免等により軽減を図り、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。
 - ◆施策の方向 令和元年10月からの全国での保育料無償化に先立って、当村では、平成 27年度から3歳以上の保育料を無料としてきました。3歳未満児の保育料 についても、国の徴収基準額より低額に設定し、子育て世帯の経済的な負担 軽減を図ります。
- 3) 子育てのための施設等利用給付事業(所管:教育委員会)
 - ◆事業の概要 幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する家庭へ、保護者の申請に基づき無償化給付を行う事業です。
 - ◆施策の方向 現在のところ、利用者はいません。今後、利用希望に合わせて、給付体 制等を整備します。
- 4) 子どもの医療費助成事業(所管:住民課)
 - ◆事業の概要 経済的負担軽減のため、子どもの医療費を助成いたします。対象年齢は、 ○歳から18歳までで、支払い方法は現物給付方式とし、窓口負担は最大500 円までの支払いとなっています。
 - ◆施策の方向 事業を継続し、子育て家庭への支援を行います。
- 5) 児童手当等事業(所管:住民課)
 - ◆事業の概要 義務教育学校終了(15歳に達する日以降の最初の3月31日)までの子

どもを養育されている方に児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している 者に児童扶養手当を支給します。

◆施策の方向 制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

2 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな取り組み の推進

特別な支援を必要とする子どもと家庭に対しては、専門的な知識や技術を持った長野県の機関などと連携しながら、必要な支援を受けることができるように体制を整えていく必要があります。

1) 障がいのある子どもや家庭への支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、全ての子どもが等しく(健常な子どもと区別なく)、 安心して地域の中で生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。 また、将来にわたる支援を見据え、家庭への相談体制の充実を図ります。

この内容は、当村の第5期障がい福祉計画(平成30年度~令和2年度)及び第1期障がい児福祉計画(平成30年度~令和2年度)との整合を図っています。

- ① 各種健診事業での発達相談の実施(所管:住民課)
 - 乳幼児健診等の定期健診時に、理学療法士や心理士等、子どもの発達の専門職から個別相談を受けられる機会を設け、関わり方の指導や医療機関・療育機関の紹介等を行い、障がいの早期発見、早期療育につなげる体制を整備しています。
- ② 健診フォローアップ事業(あそびの教室)の充実(所管:住民課) 保育所入所前で、発達に心配のある幼児と保護者を対象に、筑北村との二村合同事業 で「あそびの教室」を実施します。保健師、保育士、作業療法士等の専門職が関わり、 小集団での遊びの体験を通して、特性にあわせた関わり方の指導・助言を行います。ま た、個別相談により保護者の心理的負担軽減を図ります。
- ③ 障がい児保育の充実(所管:教育委員会)

障がいのある・なしにかかわらず、幼児がともにふれあい、学ぶ機会の確保に努め、豊かな人間形成を目指します。保育所では、障がいのある幼児の保育を推進するため、専門職から助言指導を受け、常に保育士の知識・技能の向上・習得に努めます。

また、医療的ケアの必要な幼児の受け入れ体制の整備を図るため、必要に応じて設備の改修や加配対応できる職員、看護師等の人材確保に努めます。

④ 幼児期から中学までの一貫した支援体制の推進(所管:教育委員会) 障がいなど、個別の支援を必要とする子どもが就園・就学等のライフステージにおいて 円滑で適切な支援が一貫して受けられるよう、当村では、学校を含めた各組織が連携して 取り組んでいます。各学期に、キッズサポート会議を未就園児から中学生まで行い、支援 の必要な子どものスムーズな移行体制を整えています。

今後も引き続きこの体制を維持し「支援」「保育」「教育」が途切れることなく一貫して行われるよう努めます。

- ⑤ 障害児通所給付(児童発達支援・放課後デイサービス等)(所管:住民課) 児童福祉法に基づき、障がい児が地域社会の中でいきいきと暮らせ、一人ひとりの状況 に応じた適切な療育が受けられるよう、障害児通所支援サービスを通じて発達を支援します。
- ⑥ 障がい児に関する支援利用計画(所管:住民課)

障がい児の自立した生活を支えるため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい児に関する支援利用計画を作成し、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて支援していきます。また、医療的ケアが必要な乳幼児・児童の支援に対しては、特に総合的な支援体制が構築できるよう支援計画を作成します。

2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう 支援を行います。ひとり親については、生計の維持と子どもの養育という大きな責任を一 人で負うとともに、社会的、経済的、精神的に不安定な状況に置かれる場合が多く、特に 経済的な面で課題を抱える傾向も見受けられます。相談体制を整え情報提供を行い、家庭 の自立を支援します。

- ① ひとり親家庭への総合的な支援の実施(所管:住民課)
 - ひとり親家庭の経済的問題、就労、子どもの養育などさまざまな悩みに対処する相談窓口を設置して、助言や情報提供を行います。必要に応じて長野県等の機関の専門職員による就労相談や修学等の貸付事業へつなぎ、ひとり親家庭の自立支援を行います。
- ② ひとり親家庭等医療費助成(所管:住民課) ひとり親家庭で、18歳未満の子ども又は18歳から20未満で、高等学校に就学中の者を扶養する保護者へその医療費を助成します。

3) 子どもの虐待防止の強化と困り感のある保護者への支援

近年の子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。平成28年以降の児童福祉法改正の中で、児童虐待については、発生の予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取り組み強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進などがうたわれています。

当村においては、子ども家庭総合支援拠点の整備は、人的確保が難しいことから、令和 2年度から設置予定の子育て世代包括支援センター事業の中で、虐待予防の視点も取り入 れて支援します。また、県が策定する「社会的養育推進計画」施策に基づき、子どもの権利保障と子どもの家庭養育最優先の原則を視点に入れます。

① 産婦健康診査 (所管:住民課)

「産後うつ」から養育に行き詰まり、乳児虐待にいたるケースがあるため、「産後うつ」 の早期発見と支援のため、産婦健康診査を医療機関で実施し、その費用を助成します。 受診の結果、産後うつが疑われる産婦については、医療機関等で支援を行います。

- ② 産後ケア事業 (所管:住民課)
 - 出産後、育児に不安があったり、産後うつ等、心身の状態で療養が必要と認められた 母と子に対して、医療機関や施設に宿泊しながら育児指導や療養指導を行います。その 費用の一部を助成します。
- ③ 養育支援訪問事業等(再掲)(所管:住民課) (本あ計画の第4章第3項5号に記載されています。)
- ④ 子どもと親に対する相談・支援の実施(所管:住民課・教育委員会) 「子どもとの接し方がわからない」などの悩みを持つ親にペアレント・トレーニングやコミュニケーション講座等の開催による学習の場の確保や、家庭訪問・相談事業を通じて、保護者の支援を行います。
- ⑤ 関係機関連携による早期発見、早期対応の実施(所管:住民課・教育委員会) 関係機関や施設と連携して、子どもの日常的な変化などの定期的なケース会議を通じ、 情報共有を図ることで早期発見・早期対応につなげます。

4) 国際化の進展に伴う、外国人の保護者・幼児への支援(所管:教育委員会)

国際化に伴い、両親又は、保護者のいずれかが外国人という家庭が増加しており、当該幼児が円滑な教育・保育等を利用できるよう、丁寧な説明や情報提供に心がけます。また、必要に 応じて、支援員の確保や長野県国際化協会等、通訳の支援のできる団体を利用していきます。

5) 子どもの貧困対策の推進(所管:住民課・教育委員会)

全ての子どもたちが、夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、また、貧困が 世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの育成環境を整備し、教育を受ける機会の 均等と保護者の就労支援等を推進します。 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育 施設等の円滑な利用の確保

当村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する長野県との連携

当村は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実を、長野県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関連する各機関と連携を密にして展開します。

5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

当村は、仕事と生活の調和の実現のため、働き方の見直しを図るために、県・地域の企業・労働者団体・労働局・子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

(資料) 麻績村子ども・子育て会議委員名簿

番号	職名	氏 名	備考
1	麻績村議会代表	宮川 秀俊	
2	民生児童委員協議会代表	寺沢 ひろ美	
3	麻績小学校 PTA 会長	高野 羊子	
4	麻績保育園保護者会長	瀬戸 祐子	
5	麻績小学校長	福田 弘彦	
6	麻績保育園長	臼井 孝夫	
7	麻績村子育て支援連携協議会長	塚原・明水	
8	麻績村子育て支援コーディネーター	塩家 正和	
9	ひだまり・児童クラブ担当	清水 智香子	
10	教育委員	宮下温子	
11	教育長	飯森 力	
12	健康づくり推進係長(保健師)	高野 寿美	

事務局

職名	氏 名	備考
住民課長	森山 正一	
教育次長	臼井 太津男	
住民係長	宮下信俊	
保健師	升田 久美子	
保健師	傳田 佳子	

第二期 麻績村子ども・子育て支援事業計画

発行年月:令和2年3月

発行•編集:麻績村

〒399-7701 長野県東筑摩郡

麻績村麻 3837 番地

TEL: 0263-67-3001 FAX: 0263-67-3094

協力: 表紙イラスト 高野智弘さん

(素敵なイラストのご提供ありがとうございました)